

令和2年7月豪雨災害
日田市復旧・復興推進計画（案）

令和 年 月 策定

日田市

はじめに

日田市では、令和2年7月6日からの記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れなどが市内各所で発生したほか、尊い人命が失われるなど甚大な被害を受けました。

復旧・復興に向けては、将来的に発生する災害による被害を最大限防止する対策などのインフラの整備を行うことはもちろんですが、今回の災害による被災箇所の中には抜本的な解決に時間を要するものや、災害発生の可能性はあるものの抜本的に解決することが困難な場所もあることから、今後も災害と向き合いながら「次の災害に備える」災害に強いまちづくり・人づくりをさらに進めるため、次の時代につながる取組を進めていく必要があります。

このような中、「令和2年7月豪雨」からの復旧・復興に向けた全ての施策や施策の方針などを示し、適切な進捗管理を行いながら速やかに復旧・復興を進めるため、令和2年度から令和6年度までの5年間の取組をまとめた『令和2年7月豪雨災害 日田市復旧・復興推進計画』を策定します。

なお、計画の推進にあたっては、今後の復旧・復興状況に応じて取組の見直しを行いながら、国や県と連携を図り、着実な復旧・復興を推進します。

(目次)

| | | |
|-----|-----------------|----|
| I | 被災者への支援 | 1 |
| 1 | 暮らし・住宅再建の支援 | 1 |
| 2 | 医療・福祉・保健衛生 | 3 |
| II | 農林水産業・商工業等への支援 | 5 |
| 1 | 農林水産業の再建 | 5 |
| 2 | 商工業の支援 | 7 |
| III | 教育施設・文化財等の復旧・復興 | 9 |
| 1 | 学校施設・教育の復旧・復興 | 9 |
| 2 | 社会教育施設・文化財の復旧 | 9 |
| IV | 社会資本等の復旧・復興 | 11 |
| 1 | 公共土木施設の復旧 | 11 |
| 2 | 農地・農業用施設等の復旧 | 17 |
| 3 | 林地・林道等の復旧 | 18 |
| 4 | その他施設の復旧 | 20 |
| 5 | 公共交通の復旧 | 22 |
| 6 | 内水対策 | 22 |
| V | 推進計画の期間と進捗管理 | 23 |
| VI | 日田市の被害状況 | 24 |

I 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

(1)被災住宅の再建に向けての支援

○住宅再建への支援

被災者生活再建支援制度（国制度）を活用し、住宅が全壊、大規模半壊した世帯等を支援する。なお、国制度の対象外となる半壊、床上浸水世帯については、大分県災害被災者住宅再建支援金で支援する。

(2)水道施設の復旧

○上水道天瀬地区配水管本復旧

配水管の復旧工事は、大分県による護岸復旧工事に合わせて着手する。

○上水道中川地区中継ポンプ場制御装置本復旧

東溪中学校グラウンド復旧工事に合わせて、制御装置の復旧工事については、令和3年10月の完了を目指す。

○上水道栃野地区導水管・配水管本復旧

管路の復旧工事は、埋設されている道路等の復旧に合わせて着手する。

○鯛生地区給水施設導水管本復旧

管路の埋設されていた崩落箇所を迂回し、導水管の復旧工事については、令和2年9月に完了した。

(3)次に備える防災体制の強化・見直し

①災害応急体制の検証

行政職員、消防団、住民自治組織、自主防災組織、民間団体、被災者等と協働した発災時や災害後の役割分担の検討、また、通信手段がダウンした際の対応手順、災害の発生地域や被害の状況に応じた職員の配置、物資の供給体制などを見直し、地域防災計画に反映するとともに、引き続き関係機関との連携を強化することで次の災害に備える。

②情報発信の強化

住民の確実な避難行動に繋がる情報発信を行うとともに、被災者に対して、生活に密接した情報の発信に努める。また、防災ラジオの未申請世帯の解消に努めるとともに、有事の際も問題なく使用できるよう、「機能」や「使い方」「注意事項」等について、繰り返し周知を行っていく。

③自主防災組織、防災士の活動支援

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織における体験型防災プログラムや防災アドバイザーの派遣、資機材整備にかかる費用の助成等、継続的な支援を行うとともに、防災士懇談会の開催等を通じて、自主防災組織と防災士の連携を進める。

④開設避難所の再確認と環境整備

指定避難所における、災害の種類ごとの安全性の再確認を行い、状況に応じた開設を行うとともに、令和2年度中に網戸を設置するなど環境整備に努める。

また、感染症対策を含めた物資の計画的な備蓄を行うとともに、停電時に最低限の電源を確保するため、発電機等の配置を行う。

⑤住民主体の避難所運営に対する支援

大規模災害や避難の長期化に備え、各地区や自主防災組織等で避難所の運営を行えるよう、運営手順や備えるべき物品など、基本的な事項をまとめた避難所運営マニュアルを令和2年度中に作成する。

また、自主避難所と指定避難所の役割を整理し、自主防災組織や住民に周知を図る。

⑥災害ボランティアのネットワークづくり

災害時に被災者へのボランティア支援活動を行おうとする市内の関係機関や団体が設立した「日田市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」を中心とした会議や研修会等により、災害時における役割や支援体制等について日ごろから連携強化を図るとともに、民間のボランティア団体等との連携・協力を図りながら、復旧活動のサポートを行う。

また、災害時の早期避難の重要性などについて民生委員や自主防災組織等による周知を平時から図り、要援護者等の迅速な避難を促す。

(4)天ヶ瀬温泉街への復興支援

①復旧・復興推進体制

玖珠川の氾濫により、大きな被害を受けた天ヶ瀬温泉街の復興に向け、天瀬振興局に天ヶ瀬温泉街復旧・復興係を新設し、地域住民の不安解消のために意見交換を行うとともに、温泉の泉源調査、生活再建支援などを行う。

また、庁内に「天ヶ瀬温泉街復旧・復興連携会議」を設置して情報共有を図りながら、関係機関が一丸となって復旧・復興を推進していく。

②地域住民が自ら取り組むまちづくりへの支援

天ヶ瀬温泉街の活性化やにぎわい創出のために、地域住民が自ら描いた天ヶ瀬温泉街の将来像の実現に向けて取り組む、まちづくり活動や賑わい創出のためのイベントの開催などに支援する。

2 医療・福祉・保健衛生

(1)施設等の復旧

- ①中津江高齢者生活福祉センター（デイサービスセンターなかつえ・生活支援ハウス安寿苑）及び津江老人福祉センターの復旧

○施設の移転・再建

国道 442 号沿いの自然斜面の土砂崩壊等により、施設内に土砂流入、床上浸水の被害が発生したため、利用者の安心・安全面を考慮し、中津江高齢者生活福祉センターについては中津江村池の山地区の中津江ホール敷地内を移転・再建の候補地として、早期の移転を目指す。津江老人福祉センターについては、利用状況を踏まえて他の施設に機能移転を行うことが可能なことから廃止した。

- ②光岡こども園の復旧

床上浸水被害により、園舎建具等の損傷や園内備品が破損したほか、園庭に土砂が流入したため、復旧までの間、高瀬こども園にて園児を受け入れて保育を実施した。破損物品等の搬出、園舎内の消毒・清掃については令和 2 年 7 月に完了し、建具や設備の修繕や物品等の買い替え及び園庭に流入した土砂の撤去を令和 2 年 10 月に完了した。

- ③日田市北友田 3 丁目地区集会所の復旧

床上浸水被害により、集会所躯体・建具及び備品が破損したため、施設内の堆積物の撤去及び清掃・消毒を令和 2 年 7 月に完了し、床板や腰板、壁クロス、畳替え等施設の改修及び機械設備の点検・取替を令和 2 年 9 月に完了した。

また、地域内における被災対応及び被災者支援に向けた相談業務を被災直後から実施した。

(2)災害に備えた支援体制の確立

- ①高齢者等見守り支援

災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員などによる災害発生時の円滑かつ迅速な要配慮者把握・支援活動につなげる。また、緊急医療情報キットの配備により緊急時の安心・安全の確保を図る。

- ②福祉避難所用備蓄物資等の配備

災害時の福祉避難所の体制強化を図るため、福祉避難所協定施設及び指定避難所の中に設ける福祉避難スペース用備蓄物資の配備を行っており、緊急時の安心安全を確保するため、適正な管理に努める。

- ③教育・保育施設の相互支援

被災した施設が復旧するまでの間、他の施設で被災した園の園児を預かるなどの相互支援を図る。

④日田市医師会、大分県西部保健所等との医療救護保健活動の連携

平成 30 年に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく日田市医師会との連携や大分県西部保健所等と協力し、指定避難所等での支援活動を行う。

Ⅱ 農林水産業・商工業等への支援

1 農林水産業の再建

(1) 農水産業者への再建支援

① 被災農家の負担軽減

○ 農業施設等復旧への支援

農業用ハウスや施設及び農業用機械等の再建・修繕等に要する経費を助成する。

- ・ 国庫活用間接型「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」

対象者：被災した農業者等

補助率：(国 1/2、県 1/6、市 1/6)

- ・ 県単活用型

対象者：被災した農業者、農業協同組合等

補助率：共同利用施設等（県 1/3、市 1/3）

- ・ 国庫活用直採型（令和 2 年 7 月豪雨対応産地緊急支援事業）

対象者：農業者の組織する団体

補助率：資材の調達、追加防除及び施肥等の営農再開支援

（国 1/2、県 1/6、市 1/6）

○ 畜産農家への支援

畜舎・機械整備や家畜導入等に要する経費を助成する。

対象者：被災した畜産農家

補助率：国庫事業（国 1/2、県 1/6、市 1/6）

県単事業（県 1/3、市 1/3）

○ 内水面養殖業者等への支援

内水面養殖施設や機械の復旧等に要する経費を助成する。

対象者：被災した内水面養殖業者、漁業協同組合

補助率：県単事業（県 1/3、市 1/3）

②有害鳥獣侵入防止柵の復旧

○侵入防止柵の復旧への支援（国の制度）

国制度で設置した侵入防止柵の本復旧に要する資材費を助成する。

対象者：令和2年7月豪雨で被災した国制度で設置した侵入防止柵を復旧する農林事業者

補助率：10/10

○侵入防止柵の復旧への支援（国の制度で採択されない復旧）

侵入防止柵の本復旧に要する資材費の助成に加え、本復旧までに応急措置が必要なものについて仮復旧に要する資材費を助成する。

対象者：令和2年7月豪雨で被災した侵入防止柵を復旧する農林事業者

補助率：9/10以上（県4.5/10、市町村4.5/10以上）

③上・中津江地区の被災地域の今後の農業支援

高齢化等担い手不足が進む中、農地等復旧後の営農意欲につながる取組や担い手対策等、今後の農業振興に向けた仕組づくりを地域内で取り組んでいく。あわせて、耕作放棄地や遊休化した優良農地等の調査を実施し、集積・集約化が可能な農地について、地域の実情に合わせ土地改良整備等を推進していく。

(2)林業者への再建支援

①被災林業者・木材産業事業者及び特用林産物生産者の負担軽減

○木材加工流通施設、林業機械の復旧・整備への支援

製材所の復旧等に要する経費について助成する。

対象者：令和2年7月豪雨で被災した製材所

補助率：5/6（国1/2、県1/6、市1/6）

○しいたけ等の生産施設の復旧・整備への支援

しいたけ生産施設やほだ木、ほだ場の復旧等に要する経費について助成する。

対象者：令和2年7月豪雨で被災したしいたけ生産者

国庫補助率：5/6（国1/2、県1/6、市1/6）

森林組合、生産森林組合、農業協同組合

県単補助率：2/3（県1/3、市1/3）

しいたけ生産者、菌床きのこ生産法人、森林組合、生産森林組合、農業協同組合

(3)農林業の元気・底力の情報発信

①復興フェアの開催

農林業者の復興を後押しするため復興フェアを開催し、情報発信を行った。

2 商工業の支援

(1) 中小企業への支援

① 施設等の復旧及び早期の売上回復に向けた支援

○ 大分県なりわい再建支援事業費補助金

被災した中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援する。

対象事業者：県の再建支援計画に基づき施設復旧等に取り組む中小企業者、中小企業事業協同組合等（任意団体は含まない）、中堅企業、みなし中堅企業

補助上限額：3億円（要件該当により、内1億円を上限に定額補助（国2/3 県1/3））

補助率：中小企業者…3/4以内（新型コロナウイルスの影響を受けたもの5/6）、その他…1/2以内

○ 被災小規模事業者再建事業「持続化補助金令和2年7月豪雨型」

被災した小規模事業者が行う機械設備購入や店舗改装、広告宣伝等の経費を助成し、小規模事業者の事業再建を支援する。

対象事業者：令和2年7月豪雨により被害を受けた県内小規模事業者（商工団体の支援を受けて事業再建に取り組む者）

補助上限額：200万円（事業用資産に直接的な被害を受けた直接被災事業者）

100万円（間接的な被害（売上減少）を受けた間接被災事業者）

※ 最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

補助率：2/3、定額（過去に被災、売上減少など一定の要件を満たす者）

※ 条件を満たす場合、申請により県の追加支援を受けることが可能

(2) 観光産業の復活への支援

① 情報発信

インバウンドの減少や新型コロナウイルス感染症拡大でも大きな影響を受けているため、豪雨災害からの風評被害の払拭及び誘客に向け、大分県等と連携を図りながら観光情報の発信に取り組む。

② 誘客キャンペーン

- ・ 大分県や久大本線沿線自治体等と連携した復旧後の誘客に向けた積極的な誘客キャンペーンを実施する。
- ・ メディア等を活用したプロモーションを展開し、福岡都市圏をはじめ、県内外からの誘客に取り組む。

③観光資源の復旧・復興

日田の貴重な観光資源である屋形船が多数流失、破損するとともに、歴史ある天ヶ瀬温泉街や観光施設等が大きな被害を受けたことから、大分県や観光協会、旅館組合等と連携を図りながら早期の復旧・復興に向けた取組を進める。

Ⅲ 教育施設・文化財等の復旧・復興

1 学校施設・教育の復旧・復興

(1) 学校施設の復旧等

東溪中学校については、玖珠川の増水によりグラウンド等に流入した土砂・流木等の撤去及び整地並びに校舎等の床下に流入した土砂撤去や浸水により破損、故障した部室、スクールバス車庫、各種設備等の復旧を令和3年3月の完了を目指す。

(2) 学校教育活動の対応

東溪中学校については、使用不可能となっているグラウンドの改修状況を考慮しながら、関係する教科の教育課程の計画を変更して学校教育活動を行う。学校行事及び教育課程外活動等において、必要に応じて近隣の東溪小学校のグラウンドを使用する。

(3) 被災した児童生徒への支援等

東溪及び津江小・中学校において「健康アンケート」を実施し、必要に応じて臨床心理士やスクールカウンセラーを派遣し、不安などを抱える児童生徒の相談支援を行った。

2 社会教育施設・文化財の復旧

(1) 社会教育施設の復旧

① 日田市中津江ホール敷地の法面の復旧

駐車場敷地の法面が崩壊した。復旧工事については、令和2年12月に完了した。

② 国交省・河川占用許可施設4箇所の復旧

○ 石井地区社会体育広場の復旧等

三隈川の増水により、グラウンドゴルフ場に川砂が流入・堆積し、芝の一部が流出した。流入した砂の撤去、芝の復旧については、令和2年10月に完了した。

○ 広川運動広場（上津江）の復旧

広場上部からの土砂崩れにより土砂が流入した。流入した土砂の撤去、水道・電気設備の原状回復については、令和2年9月に完了した。

○大宮町多目的広場の復旧

三隈川の増水により、広場駐車場の土が流出した。土入れ・整地については、令和2年8月に完了した。

○三芳市民広場

玖珠川の増水により土砂が流出した。今後の対応については国土交通省筑後川河川事務所と協議中。

(2)文化財の復旧

①被災した県指定文化財の復旧

筏場目鏡橋については、大分県文化財保護審議会において現地調査を実施し、今後の取り扱いを検討する。

IV 社会資本等の復旧・復興

1 公共土木施設の復旧

(1) 市管理の道路・河川等

①災害査定状況と復旧・復興の方針

- ・激甚災害の指定（令和2年8月25日閣議決定、8月28日公布・施行）

国の災害査定は、日田市においては令和2年9月から令和2年12月まで実施され、査定決定件数は100件、査定決定額は約14億9千万円となった。

災害査定状況

| 区分 | 査定決定件数 | 査定決定額 |
|----|--------|----------|
| 道路 | 63件 | 786百万円 |
| 河川 | 33件 | 282百万円 |
| 橋梁 | 4件 | 419百万円 |
| 合計 | 100件 | 1,487百万円 |

- ・決壊した道路や河川護岸などの災害復旧にあたっては、再度の被災を防ぐため、コンクリート製の擁壁等により、既存施設の強化や機能の向上を目的とした整備を行う。特に、越流や雨水が集中したことにより被災した箇所、原形復旧では再び被災の恐れがある場合は、現地の被災状況や被災原因、土地の利用状況などを踏まえ、被災原因の除去等の改良的要素を加えた整備を行い、同規模の災害に耐えうる構造とする。
- ・国の採択基準を満たさない箇所等については、現地の状況を調査したうえで、必要に応じて、再度の被災防止に向け、市単独事業による対策を講じる。
- ・また、災害を未然に防止するため災害防除事業や急傾斜地崩壊対策事業等の事前防災対策を継続実施し、社会インフラの強靱化を図っていく。

②工事発注の方針

- ・道路や河川の復旧工事については、すでに発注済の応急工事箇所のほか、優先順位の考え方に基づき効率的な発注を進め、早期の復旧・復興に取り組む。
- ・また、県との情報共有による発注時期の調整、適切な工期設定、技術者の兼任を認める特例措置の活用など、建設業界における労働力確保についての対策も講じながら工事の進捗状況を踏まえた発注に努める。

③道路の復旧

○優先順位の考え方

- ・幹線道路(輸送道路等)
- ・迂回路のない生活道路(孤立の恐れがある箇所)
- ・地域に密着した生活道路及び里道(法定外公共物)

○主な復旧路線

- ・一石椿ヶ鼻線(前津江・その他市道)擁壁工・舗装工
令和3年9月の完了を目指す。
- ・鯛生釈迦岳線(中津江・その他市道)擁壁工・舗装工
令和3年6月の完了を目指す。
- ・尾ノ岳酒呑童子線(上津江・その他市道)擁壁工・舗装工
令和3年9月の完了を目指す。
- ・亀石女子畑1号線(天瀬・その他市道)舗装工・法面工
令和3年6月の完了を目指す。

④河川の復旧

○優先順位の考え方

- ・住民生活と密接な関係にあり、次の梅雨期までに復旧を要する箇所
- ・再度被災した場合、道路や農地、家屋等に被害が及ぶ恐れがある箇所

○主な復旧河川

- ・手水野川(上津江・準用河川)護岸工
令和3年12月の完了を目指す。
- ・祝川(中津江・普通河川)護岸工
令和3年12月の完了を目指す。
- ・藤蔵川(中津江・普通河川)護岸工
令和3年12月の完了を目指す。

⑤橋梁の復旧

○復旧の考え方

渡河する河川の災害復旧工事や、改修計画と整合を図ることが必要なことから、河川管理者である国・県と復旧工法や事業着手の時期等に関して協議・調整を行いながら早期復旧に努める。

○復旧橋梁

- ・新天瀬橋（玖珠川・県管理）
国・県との協議・調整を行いながら早期復旧に努める。
- ・徳瀬橋（庄手川・国管理）
国との協議・調整を行いながら早期復旧に努める。
- ・向嶋橋（玖珠川・県管理）
令和4年3月の完了を目指す。
- ・天ヶ瀬橋（玖珠川・県管理）
令和3年10月の完了を目指す。

⑥土砂災害の防止

土砂災害により道路等の公共施設等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、現地
の状況に応じ、国や県に対してスリットダムや砂防施設、治山施設等の整備に関する要
望を行う。

(2) 県管理の道路・河川等

①道路の復旧

○県の取組

- ・国道442号（中津江村合瀬）
中津江村合瀬では、2箇所道路決壊が発生した。鯛生金山側の被災箇所は急崖な
地形で狭溢であるため、全面通行止により本復旧工事を行い、令和2年10月17日
に交通規制の解除を行った。残る1箇所については、片側交互通行を行いながら本
復旧工事を実施する。
- ・国道442号（中津江村栃野）
中津江村栃野では、道路沿いの保安林指定された自然斜面において、土砂崩壊等が
発生した。全面通行止により崩土除去や仮設防護柵等の応急工事を行い、令和2年
9月11日に片側交互通行へ移行した。
復旧にあたっては、治山事業と連携して取り組む。

○市の取組

土砂崩れなどにより随所で全面通行止めとなったことから、被災箇所の早期復旧と
合わせ、今後の災害発生にも備え、「災害に強い道づくり」の推進を今後も引き続き、
管理者である県に対し要望を行っていく。

②河川の復旧

○県の取組

- ・ 玖珠川（天瀬町 ポケットパーク天ヶ瀬付近）
玖珠川沿いのポケットパーク天ヶ瀬付近では、戸数約 20 戸、面積約 2.0ha に及ぶ浸水被害とともに、約 0.5km にわたり護岸が崩壊している。復旧にあたり、再度の災害防止のため、改良復旧を行う。
- ・ 玖珠川（天瀬町 J A おおいた天瀬支店付近）
玖珠川沿いの J A おおいた天瀬支店付近では、戸数約 20 戸、面積約 4.0ha に及ぶ浸水被害とともに、約 1.0km にわたり護岸が崩壊している。復旧にあたり、再度の災害防止のため、右岸側の斜面对策も含め、改良復旧を行う。
- ・ 玖珠川（天瀬町 天ヶ瀬温泉街）
天ヶ瀬温泉街では、戸数約 100 戸、面積約 7.0ha に及ぶ浸水被害が発生した。浸水被害軽減に向け、下流区間や筑後川本川への影響を考慮した整備方針の検討のほか、沿川住民等との合意形成、泉源への影響把握が必要である。関係者と調整を行いながら、浸水被害軽減に向けた整備手法等について検討を進めていく。
 - ・ 浸水対策の検討状況の地元説明：令和 3 年夏頃（予定）
 - ・ 河川整備計画：令和 4 年 3 月策定（目標）
 - ・ 事業化：令和 4 年 4 月（目標）
- ・ 玖珠川（堆積土砂除去）
河川内に堆積した土砂については、下流等への影響を考慮し、下記地区において土砂除去を行う。
 - ・ 金場地区
 - ・ 榎釣、瀬野尾地区
 - ・ 東溪中学校付近
 - ・ 天ヶ瀬温泉地区

○市の取組

上記対策と合わせ、近年の激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方にに基づき流域全体で抜本的な治水対策に取り組むとともに、その内容についても作成予定の河川整備計画へと反映するよう知事に対し要望した。

今後、整備計画の策定が円滑に進むよう、県や玖珠・九重両町及び関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

③砂防関係施設の復旧

○県の取組

- ・杉河内地区（天瀬町赤岩）

天瀬町赤岩では斜面が崩壊し、人家被害が4戸発生している。災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業により復旧を行う。

事業名：災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

事業費：270百万円

事業期間：令和2年度

事業内容：法面工 1式

- ・上谷川（上津江町上野田）

上谷川では山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積している。災害関連緊急砂防事業により復旧を行う。

事業名：災害関連緊急砂防事業

事業費：296百万円

事業期間：令和2年度

事業内容：堰堤工 1基

- ・宮田川（中津江村栃野）

宮田川では山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積している。災害関連緊急砂防事業により復旧を行う。

事業名：災害関連緊急砂防事業

事業費：283百万円

事業期間：令和2年度

事業内容：堰堤工 1基

- ・貫見川（大山町西大山）

貫見川では山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積している。災害関連緊急砂防事業により復旧を行う。

事業名：災害関連緊急砂防事業

事業費：210百万円

事業期間：令和2年度

事業内容：堰堤工 1基

○市の取組

被災箇所前後の危険箇所については、土砂災害警戒区域となっていることから、今後も事業実施を継続的に行っていくよう、県に対し要望を行っていく。

(3) 国管理の道路・河川等

①道路の復旧

○国の取組

国道 210 号（天瀬町女子畑～赤岩）では現在、早期の本復旧に向けた調査・設計を行っており、併せて工事発注手続きも実施中。

○市の取組

家屋等の浸水被害のあった玖珠川と並走する区間については、洪水防止壁を設置してもらおうよう国へ要望した。今後も引き続き国に対し要望を行っていく。

②河川の復旧

○国の取組

被災した護岸等の復旧のため、河川等災害復旧事業費を申請中。

○市の取組

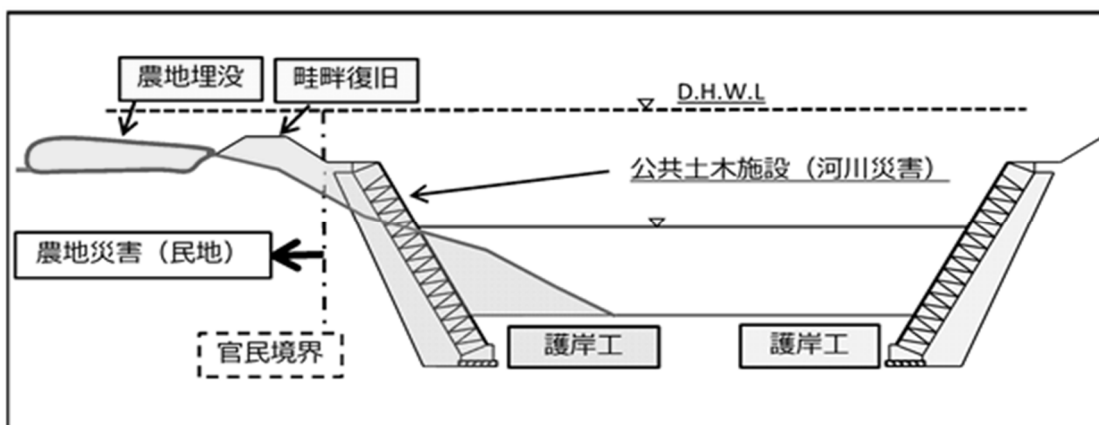
下記の箇所については、浸水被害が甚大であったため、国土交通省筑後川河川事務所に対し、要望した。

- ・石井工業団地 筑後川左岸について、築堤の早期実施
 - ・石井津辻地区 筑後川左岸について、築堤の早期実施
 - 石井工業団地及び津辻地区については、地元協議を実施中
 - ・北友田入江地区 筑後川右岸について、浸水対策の早期実施
 - ・北友田地区市営住宅付近 筑後川右岸について、築堤の早期実施
 - 県管理河川二串川と合わせ、一部着手予定。
 - ・南友田及び庄手地区 筑後川右岸について、浸水対策の早期実施
- 今後も国と連携し早期の事業着手に向けて連携を図っていく。

(4) 道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧に係る事前協議及び調整

被災施設については、事前に二重採択防止等の協議を行い、併せて近接の地権者等を含めた、工法や施工範囲及び発注時期等を調整し、早期の工事着手・復旧に努める。

例) 河川災害と農地災害の連携 (イメージ図)



(5) 砂防関係施設と治山施設の復旧工事に係る事前協議及び調整

砂防及び治山施設等が関係する箇所において、市が管理する道路・河川及び法定外公共物の復旧にあたっては、大分県と二重採択防止等の事前協議を実施し、円滑に事業が進むように県との調整・連携強化に努める。

(6) 公共土木施設災害復旧事業の大分県への委託要望

市が行う公共土木施設災害復旧事業のうち、県との一体施工とすることが効果的となる箇所や、技術的に難易度の高い工事を対象に大分県への委託及び施工支援を要望する。

①大分県への委託要望

| 管理者 | 路線・河川名 | 受託工事内容 | 関連施設 |
|-----|----------|------------|------|
| 日田市 | 市道湯ノ釣2号線 | 舗装・附帯構造物復旧 | 玖珠川 |

②(公財)大分県建設技術センターによる施工支援

| 管理者 | 路線・河川名 | 受託工事内容 | 関連施設 |
|-----|---------|------------|------|
| 日田市 | 市道湯山線 | 橋梁復旧(新天瀬橋) | 玖珠川 |
| 日田市 | 市道片山徳瀬線 | 橋梁復旧(徳瀬橋) | 庄手川 |

2 農地・農業用施設等の復旧

(1) 災害復旧事業

①国庫補助事業

○激甚災害(本激)の指定(令和2年8月25日閣議決定、8月28日公布・施行)

国庫補助率の嵩上げ全国の過去5年平均

農地(一般災害83.6%→激甚災害96.3%)

農業用施設(一般災害93.2%→98.4%)

○令和2年9月28日から随時査定を受け、事業決定後、早期に工事着手

| 区分 | 査定決定件数 | 査定決定額 |
|-------|-----------------|--------|
| 農地 | 64件 (197工区) | 164百万円 |
| 農業用施設 | 36件 (45工区) | 230百万円 |
| 合計 | 100件 (242工区) | 394百万円 |

○女子畑土地改良区の農業用水路の復旧

本復旧に向けた、調査測量設計を令和2年11月から実施しており、調査の結果をもとに本復旧工事内容について今後検討を行う。

②小災害の復旧事業（市単独事業）

○農地、農業用施設の災害復旧（小災害）に対する補助

農地、農業用施設の災害復旧経費のうち、緊急に対応が必要なもの（用水路の損壊、土砂やがれきの流入堆積等に対し、緊急に用水の確保等の応急復旧工事の実施や、河川からの直接取水を行うための貸出しポンプの活用など）や国の災害復旧の対象としないものについて補助する。

対象者：土地改良区、被災農家

補助率：農地 70%、施設 85%（対象事業費 10 万円以上 200 万円未満）

※小災害の復旧事業については、農地等小災害復旧事業債（対象事業費 13 万円以上 40 万円未満）を活用する。

(2)道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整

- ・工法や施工範囲及び発注時期等について、施設管理者と適時に協議を行い、公共土木工事と合わせ工事実施できるよう調整を図る。
- ・随意契約などを活用した迅速かつ効率的な事業実施が可能となるよう、施設管理者から道路・河川等の発注情報等を受ける。

(3)農地災害復旧のための表土の確保

農地の表土が流出しているため、復旧用の表土の確保に努める。

3 林地・林道等の復旧

(1)大分県による林地等の復旧

○県の取組

- ・治山施設被害等の復旧

中津江村栃野ウソノ谷など、応急復旧が急がれる治山施設被害等 9 箇所について、土砂除去や施設の修復等に早期着手する。（県事業）

- ・林地崩壊等の復旧

災害関連緊急治山事業を活用して、土留工等の 6 箇所の対策工事を令和 2 年度中から着工する。（県事業）

中津江地区（セト石、ウソノ谷）

上津江地区（広川、上谷、都留、小川原）

○市の取組

山腹崩壊等の危険箇所については、治山施設の新設及び修復を継続的に事業実施するよう、県に対し要望を行っていく。

(2) 林道等の復旧

① 林道の復旧

○激甚災害(本激)の指定(令和2年8月25日閣議決定、8月28日公布・施行)

国庫補助率の嵩上げ

国庫補助率の嵩上げ全国の過去5年平均

林道(一般災害80%→激甚災害96%)

○国庫補助の対象となる林道の復旧

国庫補助対象事業の19路線は令和2年12月に災害査定を完了した。今後順次復旧工事に着手し、令和4年度中に復旧完了を目指す。

| 区分 | 査定決定件数 | 査定決定額 |
|----|--------|--------|
| 林道 | 32件 | 479百万円 |

○市単独事業となる林道の復旧

生活生業のために早期の復旧を必要とする路線及び比較的災害規模が小さい68路線については、発災後から一部路線で復旧工事に着手し、令和4年度末までには残りの路線についても復旧工事の完了を目指す。

② 森林作業道の復旧

○森林作業道の復旧

県単事業(作業道災害復旧)の補助率を上乘せして、森林作業道の早期復旧を図る。

・他の事業で実施できない基幹作業道等の既設作業道

(復旧後5年以内に施業を実施する路線又は補修により森林の拡大崩壊が防止される路線)

補助率:90%(県33%、県上乘せ12%、市33%、市上乘せ12%)

③ 林地及び林業用施設の復旧

○林地及び作業道等の復旧に対する支援

国、県の災害復旧事業の対象とならない小規模災害に区分された林地及び作業道等の復旧事業にかかる経費に対し、通常の補助率を嵩上げして助成する。

事業の主体:森林組合、作業道等管理組合、森林所有者等

補助率:(林地)対象経費の70%(上限140万円)

(林業用施設)対象経費の85%(上限170万円)

(3) 災害に強い森林づくり

国、県の公共造林事業への上乗せ補助などによる間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、河川や溪流沿いの人工林については、森林環境税を活用し林地崩壊や流木の発生を防ぐため、伐採により広葉樹の自然植生を回復する事業を推進する。

4 その他施設の復旧

(1) 観光施設の復旧

① 鯛生金山観光施設の復旧

- ・ 床上浸水した管理棟の内装改修については、令和3年3月の完了を目指す。
- ・ オートキャンプ場へ流入した土砂の撤去を令和2年9月に完了した。
- ・ 送電用電柱の倒壊及び小水力発電所の緊急停止したため、電柱の再設置及び小水力発電機の内部点検を令和2年9月に完了した。
- ・ 水源地の堆積槽が破損したため、崩落部分の仮復旧及び堆積槽の修理については、令和3年1月の完了を目指す。
- ・ 敷地内の地面の陥没が確認されたため、陥没箇所の埋め戻しによる応急復旧を令和2年10月に完了した。また、今後の地盤陥没対策を検討するため、令和3年2月までに敷地内地下の空洞調査完了を目指す。

② 椿ヶ鼻ハイランドパークの復旧

- ・ キャンプフィールドへ流入した土砂の撤去を令和2年9月に完了した。
- ・ 送電用電柱の傾き及び水源ポンプ室への雨水流入したため、電柱の再設置及び雨水流入箇所の改修については、令和2年12月に完了した。

③ 奥日田フィッシングパークの復旧

釣り場、遊歩道等の崩壊箇所の整備については、令和2年12月に完了した。

④ 天の国プラザの復旧

床上浸水施設の内装改修については、令和3年2月の完了を目指す。

⑤ 小野川自然プールの復旧

河川プール内の堆積した土砂の撤去については、令和3年3月の完了を目指す。

(2) 自治公民館等の復旧

① 自治会活動等推進事業

被災した地域共有施設の被害復旧等に要する経費に対して7割以内の補助を行う。

(3) 水郷テレビの復旧

令和2年7月17日までに5地区（三芳、小野、中津江、大山、天瀬）、8箇所が発生した光ケーブル幹線の断線等の応急復旧工事を行い、水郷テレビの障害は解消しているが、本復旧工事については、共架している九州電力等の電柱復旧工事に追従して随時実施し、早期完了を目指す。

(4) 市有財産（土地）の復旧

上津江町の旧津江小学校用地の埋め戻し、石積み、フェンス撤去及び再設置などの復旧工事については、令和3年3月の完了を目指す。

(5) 清掃ターミナル（南友田町）の復旧

床上浸水した清掃ターミナル（A棟・B棟）の床・クロスの張替え等を令和2年10月に完了した。

(6) 飲用井戸施設の復旧

①堤・吉原飲用井戸施設

橋流失に伴い配管が破損したため、水管橋施工と管理道路に流出した土砂撤去については、令和3年3月の完了を目指す。

②石場飲用井戸施設

市道石場線の一部において地滑りが発生した部分の配管施工について、市道石場線の復旧工事に合わせて行う。

(7) 公園施設の復旧

土砂流入等の被害のあった、天ヶ瀬ポケットパーク外10公園の土砂撤去および施設の復旧工事については、令和3年3月の完了を目指す。

(8) 市営住宅災害の復旧

①北友田三丁目住宅の復旧

床上浸水した住宅の復旧工事については、令和2年10月に完了した。

②向川辺住宅、葛住宅の復旧

住宅敷地内に流入した土砂撤去については、令和2年10月に完了した。

③片仁田住宅の復旧

崩落した住宅敷地内の安全確保のための復旧工事については、令和3年5月の完了を目指す。

(9) 日田市上津江農山村多面的機能活用促進施設の復旧

日田市上津江農山村多面的機能活用促進施設浄化槽（市営片仁田住宅と共用）が流出、3棟のうち2棟の敷地の一部が崩落したことから解体を行う。残り1棟については、地質調査を行い安全性の確認を実施し浄化槽整備を行った。

5 公共交通の復旧

(1) 復旧に向けて

① J R久大本線

第八玖珠川橋梁（日田市天瀬町赤岩）の盛土流出などにより、J R久大本線の日田駅～向之原駅間が不通となった。令和2年8月8日には日田駅～豊後森駅間で運転が再開されたが、久大本線の早期全面復旧に向けて、J R九州に対して働きかけを行う。

6 内水対策

①排水ポンプの配備（仮設）

梅雨期から台風襲来期まで排水ポンプを花月川両岸に7箇所、石井雨水幹線流末に1箇所配備することで、内水氾濫による浸水被害の軽減を図る。

②石井工業団地

石井工業団地内の内水による浸水対策に向けた調査を実施し、調査結果を基に今後の内水対策について協議を行っていく。

また、出水期前などに国、市及び県を加えた入団企業との意見交換を行う。

V 推進計画の期間と進捗管理

本計画の推進期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とし、今後の復旧・復興状況に応じ、事業の見直しを随時行い、計画に反映するものとする。

進捗管理については、定期的に進捗状況を取りまとめ、国や県と連携を図り、着実な復旧・復興を推進する。

進捗状況報告：年2回（9月・3月）

VI 日田市の被害状況

「令和2年7月豪雨災害 大分県 復旧・復興推進計画の進捗状況」から抜粋

令和2年10月31日時点

| 被害種別 | | | 単位 | 被害状況 |
|--------------------|-------------------|------|----|--------|
| 人的被害 | 死者 | | 人 | 1 |
| | 行方不明 | | 人 | |
| | 負傷者 | 重傷者 | 人 | |
| | | 軽傷者 | 人 | 2 |
| 住家被害 | 全壊 | | 棟 | 47 |
| | 半壊 | | 棟 | 73 |
| | 一部損壊 | | 棟 | 56 |
| | 床上浸水 | | 棟 | 49 |
| | 床下浸水 | | 棟 | |
| | 合計 | | 棟 | 225 |
| 非住家被害 | | | 棟 | 140 |
| 住民の孤立 | (現時点) | 地区数 | 地区 | |
| | | 世帯数 | 世帯 | |
| | | 人数 | 人 | |
| | (最大) | 地区数 | 地区 | 10 |
| | | 世帯数 | 世帯 | 66 |
| | | 人数 | 人 | 158 |
| 避難者等の状況 | (現時点) | 避難所数 | 箇所 | |
| | | 世帯数 | 世帯 | |
| | | 人数 | 人 | |
| | (最大) | 避難所数 | 箇所 | 54 |
| | | 世帯数 | 世帯 | 265 |
| | | 人数 | 人 | 517 |
| 状況(最大) 避難勧告等の発令 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 | 世帯数 | 世帯 | 23,664 |
| | | 人数 | 人 | 55,340 |
| | 避難勧告 | 世帯数 | 世帯 | 11,596 |
| | | 人数 | 人 | 26,453 |
| | 避難指示 | 世帯数 | 世帯 | 27,555 |
| | | 人数 | 人 | 64,835 |
| | 災害発生情報 | 世帯数 | 世帯 | |
| | | 人数 | 人 | |

令和2年10月31日時点（被害額：百万円）

| 被害種別 | | | 被害状況 | |
|----------|----------|--------------|--------|-------|
| 社会インフラ関係 | 道路（橋梁含む） | 国道 （国管理） | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | | 国県道 （県管理） | 箇所 | 92 |
| | | | 被害額 | 3,805 |
| | | 市町村道 | 箇所 | 337 |
| | | | 被害額 | 2,060 |
| | | 計 | 箇所 | 429 |
| | 被害額 | | 5,865 | |
| | 河川 | 国管理 | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | | 県管理 | 箇所 | 145 |
| | | | 被害額 | 4,679 |
| | | 市町村管理 | 箇所 | 59 |
| | | | 被害額 | 495 |
| | | 計 | 箇所 | 204 |
| | 被害額 | | 5,174 | |
| | 海岸 | | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | 港湾 | | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | 砂防設備 | | 箇所 | 23 |
| | | 被害額 | 848 | |
| 都市・公園 | | 箇所 | | |
| | | 被害額 | | |
| 上水道 | | 箇所 | 9 | |
| | | 被害額 | 211 | |
| 下水道 | | 箇所 | | |
| | | 被害額 | | |
| 公営住宅 | | 箇所 | 2 | |
| | | 被害額 | 43 | |
| 小計 | | 箇所 | 667 | |
| | | 被害額 | 12,141 | |

令和2年10月31日時点（被害額：百万円）

| 被害種別 | | | 被害状況 | |
|--------|------|--------------|-------|-----|
| 農林水産関係 | 農業関係 | 農産物等 | 箇所 | 46 |
| | | | 被害額 | 75 |
| | | 栽培施設 | 箇所 | 18 |
| | | | 被害額 | 268 |
| | | 農地・ 農業用施設 | 箇所 | 601 |
| | | | 被害額 | 881 |
| | | その他 農業施設 | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | 計 | 箇所 | 665 | |
| | | 被害額 | 1,224 | |
| | 林業関係 | 林地崩壊 | 箇所 | 14 |
| | | | 被害額 | 499 |
| | | 治山施設 | 箇所 | 1 |
| | | | 被害額 | 8 |
| | | 林道 | 箇所 | 143 |
| | | | 被害額 | 890 |
| | | その他 林業施設 | 箇所 | 19 |
| | | | 被害額 | 102 |
| | 計 | 箇所 | 177 | |
| | | 被害額 | 1,499 | |
| | 漁業関係 | 水産関係 | 箇所 | 7 |
| 被害額 | | | 10 | |
| 漁港関係 | | 箇所 | | |
| | | 被害額 | | |
| 計 | | 箇所 | 7 | |
| | | 被害額 | 10 | |
| 小計 | 箇所 | 849 | | |
| | 被害額 | 2,733 | | |

令和2年10月31日時点（被害額：百万円）

| 被害種別 | | | 被害状況 | |
|---------|---------|--------|------|--------|
| 商工・観光関係 | | | 箇所 | 96 |
| | | | 被害額 | 3,242 |
| 社会福祉関係 | | | 箇所 | 4 |
| | | | 被害額 | 649 |
| 教育関係 | 公立学校 | 県立学校 | 箇所 | 1 |
| | | | 被害額 | |
| | | 市町村立学校 | 箇所 | 1 |
| | | | 被害額 | 59 |
| | | 計 | 箇所 | 2 |
| | | | 被害額 | 59 |
| | 私立学校 | | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | その他学校施設 | | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | 社会教育施設 | | 箇所 | |
| | | | 被害額 | |
| | 文化財 | | 箇所 | 4 |
| | | | 被害額 | |
| 小計 | | 箇所 | 6 | |
| | | 被害額 | 59 | |
| その他 | | | 箇所 | 1 |
| | | | 被害額 | 8 |
| 合計 | | | 箇所 | 1,623 |
| | | | 被害額 | 18,832 |